尾張旭市監査公表第２５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第９項の規定により公表します。

令和６年７月１日

尾張旭市監査委員　山　田　義　浩

尾張旭市監査委員　大　島　も　え

公の施設の指定管理者監査報告書

１　準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和２年尾張旭市監査委員告示第１号）に準拠して監査を行った。

２　監査の種類

公の施設の指定管理者監査（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条第７項の規定による監査のうち、本市が、法第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該公の施設の管理に係るものに係るもの）

３　監査の対象

⑴　尾張旭市三郷児童館及び尾張旭市瑞鳳児童館・渋川児童館の指定管理者である株式会社日本保育サービスの令和４年度及び令和５年度における当該施設の管理に係る出納その他の事務の執行

⑵　⑴の指定管理の所管課（こども子育て部こども課）の当該指定管理に係る事務の執行

４　監査の着眼点

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

５　監査の実施内容

令和６年４月２５日から同年５月２８日までの間、３に記載の事務について、提出された監査資料並びに帳簿及び書類を確認するとともに、株式会社日本保育サービス職員及びこども子育て部こども課職員の説明を求めることにより実施した。

６　監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

⑴　株式会社日本保育サービスに係るもの

是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成２０年９月２９日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第２項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）

指定管理者は、毎会計年度の終了後３０日以内に法第２４４条の２第７項に規定する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない（尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１８年尾張旭市条例第２７号）第８条）にもかかわらず、令和５年度の事業報告書を令和６年４月３０日までに提出していなかった。

⑵　こども子育て部こども課に係るもの

ア　是正改善すべきもの

本指定管理業務に係り指定管理者に貸与した備品について、尾張旭市物品管理規則（平成２５年尾張旭市規則第３号。以下「規則」という。）第２３条の規定による毎年１回の検査を実施していなかった。

イ　注意すべきもの（取扱基準第２項第３号に規定するものをいう。）

㈠　アの備品について、規則第９条に規定する備品ラベルが付されていないものが散見された。

㈡　本市では市直営のものも含めて児童館の利用予約は受け付けていない。よって、尾張旭市指定管理者制度の運用指針等に基づいて毎年度実施し公表している指定管理者のモニタリング（以下「モニタリング」という。）のチェックシートの評価項目「施設の予約は「共同利用型施設予約システム」を利用し適切に行われているか。」については非該当であり、評価及びそのコメントをする必要がないにもかかわらず、漫然と他の評価項目と同様に「協定書及び仕様書の水準を満たしている。」とコメントの上、「Ａ」の評価がされていた。

７　要望事項

こども子育て部こども課に対し、次のとおり要望する。

モニタリングは、公の施設において適正なサービスが継続的に提供されることを担保するために極めて重要なプロセスである。そのため、「ただ漫然と報告書を作成し、書類の確認のみを行う」ことのないよう、複数年にわたる指定管理期間において、毎年度、前年度よりも一層充実したモニタリングを実施することを目指して計画的に取り組むとともに、客観的で分かりやすく進化した報告書が公表されることを期待する。